

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

国民年金事業等に対する国民の信頼を回復するため、社会保険庁の組織改革に併せて、各般にわたる業務改革を進める。

《改革の理念》①効果的・効率的な事業運営、②サービス向上、③公正な事務処理と透明性の確保

組織改革

（ねんきん事業機構法案（仮称））

「ねんきん事業機構」（仮称）の設置

業務改革（本法案）

事業運営の改善に必要な国民年金法等の関係法律の改正

国民の信頼の回復・向上

I 概要

1 国民年金保険料の収納対策の強化

クレジットカードによる保険料納付の実施、任意加入被保険者の口座振替の促進など、国民年金保険料の収納対策の強化のための規定を整備する。

2 サービスの向上

住民基本台帳ネットワークの活用により、住所変更等の届出を省略できるようにするなど、被保険者等へのサービス向上を図るための規定を整備する。

3 国民年金事業等の公正・透明・効率的な運営の確保

①年金事務費の一部への保険料財源充当の制度化

②年金福祉施設の根拠である「施設をすることができる」旨の規定の廃止及び年金相談等の年金給付に関連する事業の根拠規定の整備

③社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を推進するための規定の整備など、国民に信頼される公正・透明・効率的な事業運営を可能とするための規定を整備する。

II 施行期日

公布日、公布日から6月を超えない政令で定める日、平成19年4月等